

○さいたま市心身障害者扶養共済制度条例

平成14年12月26日

条例第95号

改正 平成15年9月29日条例第56号

平成17年3月25日条例第75号

平成19年12月25日条例第52号

令和元年10月23日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は著しい障害を有することとなった後の心身障害者に年金を支給するため、さいたま市心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。

(機構との契約)

第2条 本市は、共済制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「法」という。）第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

（一部改正〔平成15年条例56号〕）

(用語の定義)

第3条 この条例において、「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級から3級までのいずれかに該当する障害を有する者
- (3) 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前2号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

- (1) 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母その他の親族（親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。）

3 この条例において「著しい障害」とは、次の各号のいずれかに該当する障害の状態をいう。ただし、別表第1に掲げる障害の状態にあった者が、加入した後に新たな障害が加重されて著しい障害を有する状態になったとき、又は加入する前の原因により加入した後に著しい障害を有する状態になったときを除く。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの

(2) 咀嚼<sup>そしやく</sup>又は言語の機能を全く永久に失ったもの

(3) 両上肢を手関節以上で失ったもの

(4) 両下肢を足関節以上で失ったもの

(5) 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの

(6) 両上肢の用を全く永久に失ったもの

(7) 両下肢の用を全く永久に失ったもの

(8) 十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの

(9) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、法第12条第2項に定める心身障害者扶養共済制度をいう。

（一部改正〔平成15年条例56号・19年52号〕）

（加入資格）

第4条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 65歳未満であること。

(3) 保険契約の対象となり得ない特別の疾病又は障害を有しないこと。

(4) 他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（機構と心身障害者扶養保険契約を締結している場合の制度に限る。以下同じ。）に加入している者でないこと。

2 転入（新たに市内に住所を有することをいう。以下同じ。）の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた者であって、転入後引き続き共済制度へ加入しようとするものは、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。

（一部改正〔平成15年条例56号〕）

(加入)

第5条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより加入を申し込み、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。

(1) 加入の申込みをした者（以下「加入申込者」という。）が、前条に規定する加入資格を有しない者であるとき。

(2) 前項の規定により加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）が、同一の心身障害者について重ねて加入の申込みをしたとき。

(3) 2人以上の者が、同一の心身障害者について加入の申込みをしたとき。

(口数による加入)

第6条 共済制度への加入は、口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入できる口数は1口又は2口のいずれかとする。

(口数の追加)

第7条 加入申込者又は65歳未満の1口加入者は、加入の申込みの際又は加入した後に、規則で定めるところにより市長に口数の追加（以下「口数追加」という。）を申し込むことができる。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除いては、口数追加の承認をしなければならない。

(1) 口数追加の申込者が、口数追加時に保険契約の対象となり得ない特別の疾病又は障害を有するとき。

(2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数追加がされているとき。

(掛金の納付)

第8条 加入者（第20条第1項第2号ただし書の規定に該当する者を除く。）は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより加入者となったときの年齢に応じ別表第2に定める掛金を市に納付しなければならない。ただし、65歳以上の加入者で、共済制度に継続して加入している期間（以下「加入期間」という。）が20年を超えるものは、加入期間が20年を超え、かつ、65歳に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日の属する月から掛金を納付することを要しない。

2 前条第2項の規定による口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、当該口数追加の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、別表第

2に定める掛金を市に納付しなければならない。ただし、65歳以上の口数追加加入者で、口数追加を継続している期間（以下「口数追加期間」という。）が20年を超えるものは、口数追加期間が20年を超え、かつ、65歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日の属する月から掛金を納付することを要しない。

- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用においては、第4条第2項の規定により加入者となった者については、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数追加期間は、共済制度の加入期間又は口数追加期間とみなす。

（一部改正〔平成19年条例52号〕）

（掛金の減免）

第9条 市長は、加入者が生活の困窮、非常災害等により掛金を納付することが困難であると認めるときは、掛金を免除し、又は減額することができる。

（年金の支給）

第10条 加入者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となったときは、その死亡し、又は著しい障害を有する状態となった日の属する月から、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。

2 年金の額は、月額2万円とする。

- 3 加入者が口数追加加入者であるときは、前項に規定する額に2万円を加算する。ただし、口数追加前に別表第1に規定する状態にあった者が、口数追加後に新たな障害が加重されて著しい障害を有する状態になったとき、又は口数追加前の原因により口数追加後著しい障害を有する状態になったときは、この限りでない。

（年金管理者）

第11条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 加入者は、必要があると認めるときは、年金管理者を変更することができる。

4 加入者は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、年金管理者を変更しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 所在が不明になったとき。
- (3) 第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。
- (4) 辞退の申出をしたとき。
- (5) 年金管理者として適当でない者となったとき。

5 市長は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを変更することができる。

- (1) 年金管理者が前項各号のいずれかに該当する場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。
- (2) 年金管理者が第14条の規定に違反して年金を管理したとき。

6 市長は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

7 年金管理者が指定されている場合においては、年金の支払は、当該年金管理者に対して行うものとする。

(一部改正〔令和元年条例23号〕)

(年金の支給停止)

第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。

- (1) 所在が1月以上不明のとき。
- (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- (3) 日本国内に住所を有しないとき。

(支払の一時差止め)

第13条 市長は、年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領している年金管理者が、正当な理由がなく第21条第4項に規定する届出書を提出しないときは、年金の支払を一時差し止めることができる。

(年金の使途)

第14条 年金は、年金受給権者の生活の安定及び福祉の増進のために使用されなければならない。

(年金受給権の消滅)

第15条 年金の支給を受ける権利は、年金受給権者が死亡したときは、その死亡した日の属する月の翌月から消滅する。

(弔慰金の支給)

第16条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則で定めるところにより当該加入者であった者(当該加入者であった者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者であった者の遺族)に弔慰金を支給する。ただし、加入期間が1年に満たない加入者については、この限りでない。

2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 50,000円
- (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 125,000円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 250,000円

3 第1項の規定による加入者が口数追加加入者(第20条第1項第2号ただし書の規定に該当する者を除く。)であるときは、前項に定める額に、次の各号に掲げる口数追加期間に応じ、当該各号に定める額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たない口数追加加入者については、この限りでない。

- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 50,000円
- (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 125,000円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 250,000円

4 前3項に規定する加入期間又は口数追加期間の算定については、第8条第3項の規定を準用する。

(一部改正〔平成19年条例52号〕)

(脱退一時金の支給)

第17条 加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を支給する。ただし、加入期間若しくは口数追加期間が5年に満たないとき、又は加入者が転出(新たに市外に住所を有することをいう。以下同じ。)したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。

- (1) 加入者が脱退の申出をしたとき。
- (2) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。

2 前項第1号の規定による脱退の申出をしたときの脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 75,000円
- (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 125,000円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 250,000円

3 第1項第1号の規定による脱退の申出をした加入者が口数追加加入者であるときの脱退一時金の額は、前項に定める額に、次の各号に掲げる口数追加期間に応じ、当該各号に定める額を加算する。

- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 75,000円
- (2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 125,000円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 250,000円

4 第1項第2号の規定による口数追加加入者が口数の減少の申出をしたときの脱退一時金の額は、次の各号に掲げる口数追加期間に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 75,000円
- (2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 125,000円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 250,000円

5 前各項に規定する加入期間又は口数追加期間の算定については、第8条第3項の規定を準用する。

(一部改正〔平成19年条例52号〕)

(年金等の支給制限)

第18条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、市が機構から当該加入者に係る給付金の全部又は一部を受けられなかったときは、年金、弔慰金又は脱退一時金（以下「年金等」という。）の全部又は一部を支給しない。

(一部改正〔平成15年条例56号〕)

(年金等の返還)

第19条 市長は、偽りその他不正の手段により年金等の支給を受けていた者がいるときは、その者に既に支給された年金等の全部又は一部を返還させることができる。

(加入者等の地位の喪失)

第20条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 加入者が死亡したとき。
- (2) 加入者が著しい障害を有する状態となったとき。ただし、加入者が口数追加加入者である場合で第10条第3項ただし書に規定する著しい障害を有することとなったとき

を除く。

- (3) 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。
- (4) 加入者が脱退の申出をしたとき。
- (5) 加入者が掛金を2月以上滞納したとき。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- (6) 加入者が転出をしたことに伴い、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入したとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
- (2) 口数追加加入者が口数追加に係る掛金を2月以上滞納したとき。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定により加入者又は口数追加加入者としての地位を失った者に対しては、既に納付された掛金は、返還しない。

(届出の義務等)

第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 加入者又はその扶養する心身障害者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年金の支給開始前に、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
- (4) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掛金の納付、年金等の支給に影響を及ぼす事実が生じたとき。

2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 加入者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となったとき。
- (2) 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年金受給権者が死亡したとき。

(3) 年金受給権者に第12条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領している年金管理者は、毎年、年金受給権者の現況に関する届出書を市長に提出しなければならない。

5 加入者、加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、共済制度の適正な運営を図るため、市長が行う調査に協力しなければならない。

(加入者の年齢)

第22条 この条例において、加入者及び加入申込者の年齢は、毎年4月1日における年齢によるものとし、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間は、当該年齢を用いる。

(掛金額の調整)

第23条 第8条に定める掛金の額は、法第12条第3項に規定する保険約款に定める保険料の額が改定されたときは、速やかに、変更するものとする。

(一部改正〔平成15年条例56号〕)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、市内に住所を有する者で、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年埼玉県条例第17号）の規定により埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入しているものについては、施行日において共済制度に加入したものとみなす。

3 前項の規定により共済制度に加入したものとみなした者について第8条第1項又は第2項、第16条若しくは第17条の規定を適用する場合の加入期間又は口数追加期間の算定については、第8条第3項の規定を準用する。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

4 岩槻市の編入の日の前日において編入前の岩槻市の区域内に住所を有する者で引き続き市内に住所を有するもののうち、岩槻市の編入の際現に埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の規定により埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入している者については、岩槻市の編入の日において共済制度に加入したものとみなす。

(追加〔平成17年条例75号〕)

5 前項の規定により共済制度に加入したものとみなした者について第8条第1項若しくは第2項、第16条又は第17条の規定を適用する場合の加入期間又は口数追加期間の算定については、第8条第3項の規定を準用する。

(追加〔平成17年条例75号〕)

(掛金の特例)

6 第8条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日以前から引き続き他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって、第4条第2項又は附則第2項若しくは第4項の規定により共済制度に加入し、又は加入したものとみなされたもの(第20条第1項第2号ただし書に該当する者及び昭和54年10月1日以後に加入した者でその加入した時の年齢が45歳以上であったものを除く。)は、その者の昭和61年4月1日における年齢に応じ附則別表第1に定める掛金を市に納付しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例75号・19年52号〕)

7 前項の規定にかかわらず、65歳に達した日以後最初に到来する共済制度への加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、共済制度に25年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

(一部改正〔平成17年条例75号〕)

8 第8条第1項本文及び第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前から引き続き共済制度に加入し、又は口数追加をしている者(第4条第2項又は附則第2項若しくは第4項の規定により共済制度に加入し、又は加入したものとみなされた者を含む。次項から附則第12項までにおいて同じ。)であって、附則第6項に規定する者以外のは、その者が加入者となったとき(口数追加をしている者にあつては、口数追加加入者となったとき)の年齢に応じ、附則別表第2に定める掛金を市に納付しなければならない。

(追加〔平成19年条例52号〕)

(弔慰金の額の特例)

9 第16条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前から引き続き共済制度に加入している者に係る弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 30,000円

(2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 75,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 150,000円

(追加〔平成19年条例52号〕)

10 前項の規定は、平成20年3月31日以前から引き続き口数追加をしている者に係る弔慰金の加算額について準用する。この場合において、前項中「第16条第2項」とあるのは「第16条第3項本文」と、「加入期間」とあるのは「口数追加期間」と読み替えるものとする。

(追加〔平成19年条例52号〕)

(脱退一時金の額の特例)

11 第17条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前から引き続き共済制度に加入している者に係る脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 45,000円

(2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 75,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 150,000円

(追加〔平成19年条例52号〕)

12 前項の規定は、平成20年3月31日以前から引き続き口数追加をしている者の脱退に係る脱退一時金の加算額及び口数減少に係る脱退一時金の額について準用する。この場合において、前項中「第17条第2項」とあるのは「第17条第3項又は第4項」と、「加入期間」とあるのは「口数追加期間」と読み替えるものとする。

(追加〔平成19年条例52号〕)

附則別表第1 (附則第6項関係)

(一部改正〔平成17年条例75号・19年52号〕)

| 昭和61年4月1日における年齢区分 | 掛金月額    |
|-------------------|---------|
| 35歳未満の者           | 5,600円  |
| 35歳以上40歳未満の者      | 6,900円  |
| 40歳以上45歳未満の者      | 8,700円  |
| 45歳以上の者           | 10,600円 |

附則別表第2 (附則第8項関係)

(追加〔平成19年条例52号〕)

| 加入者となったときの年齢区分 | 掛金月額   |
|----------------|--------|
| 35歳未満の者        | 5,600円 |
| 35歳以上40歳未満の者   | 6,900円 |
| 40歳以上45歳未満の者   | 8,700円 |

|              |         |
|--------------|---------|
| 45歳以上50歳未満の者 | 10,600円 |
| 50歳以上55歳未満の者 | 11,600円 |
| 55歳以上60歳未満の者 | 12,800円 |
| 60歳以上65歳未満の者 | 14,500円 |

附 則（平成15年9月29日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、第1条の規定による改正前のさいたま市心身障害者扶養共済制度条例第2条の規定により締結している保険契約は、第1条の規定による改正後のさいたま市心身障害者扶養共済制度条例第2条の規定により締結した保険契約とみなす。

附 則（平成17年3月25日条例第75号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第52号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市心身障害者扶養共済制度条例第16条第2項及び第3項並びに附則第9項及び第10項の規定は、この条例の施行の日以後の心身障害者又は加入者の死亡に係る弔慰金について適用し、同日前の心身障害者又は加入者の死亡に係る弔慰金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後のさいたま市心身障害者扶養共済制度条例第17条第2項から第4項まで並びに附則第11項及び第12項の規定は、この条例の施行の日以後の脱退又は口数減少に係る脱退一時金について適用し、同日前の脱退又は口数減少に係る脱退一時金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月23日条例第23号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

別表第1（第3条、第10条関係）

（一部改正〔平成19年条例52号〕）

|       |
|-------|
| 障害の状態 |
|-------|

- (1) 一眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 一上肢を手関節以上で失ったもの
- (3) 一下肢を足関節以上で失ったもの
- (4) 一上肢の用を全く永久に失ったもの
- (5) 一下肢の用を全く永久に失ったもの
- (6) 一手の母指及び示指を含む四手指以上を失い、若しくはその用を全く永久に失ったもの又は一手の母指若しくは示指を含む三手指以上を失い、若しくはその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含む二手指以上を失い、若しくはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 一耳の聴力を全く永久に失ったもの

別表第2（第8条関係）

（一部改正〔平成19年条例52号〕）

| 加入者となったときの年齢区分 | 掛金月額    |
|----------------|---------|
| 35歳未満の者        | 9,300円  |
| 35歳以上40歳未満の者   | 11,400円 |
| 40歳以上45歳未満の者   | 14,300円 |
| 45歳以上50歳未満の者   | 17,300円 |
| 50歳以上55歳未満の者   | 18,800円 |
| 55歳以上60歳未満の者   | 20,700円 |
| 60歳以上65歳未満の者   | 23,300円 |

○さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則

平成15年3月31日

規則第113号

改正 平成15年10月14日規則第180号

平成17年3月30日規則第82号

平成19年3月30日規則第69号

平成20年3月28日規則第33号

平成21年3月31日規則第61号

平成22年3月25日規則第16号

平成26年9月30日規則第145号

平成28年6月29日規則第132号

平成29年10月18日規則第92号

平成30年6月19日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市心身障害者扶養共済制度条例（平成14年さいたま市条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入等の申込み)

第2条 条例第5条第1項の規定により加入の申込みをしようとする者(以下「加入申込者」という。)は、加入等申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- (2) 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）所定の申込者（被保険者）告知書
- (3) 心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第7条第1項の規定により口数の追加（以下「口数追加」という。）を申し込もうとする者は、加入等申込書に前項第2号の申込者（被保険者）告知書を添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則180号〕)

(加入証書の交付等)

第3条 市長は、条例第5条第2項又は第7条第2項の規定により加入又は口数の追加(以

下「加入等」という。)を承認したときは、加入等承認通知書(様式第2号)及びさいたま市心身障害者扶養共済制度加入証書(様式第3号。以下「加入証書」という。)又はさいたま市心身障害者扶養共済制度口数追加証書(様式第4号。以下「口数追加証書」という。)を交付するものとする。

- 2 加入等を承認しなかったときは、加入等不承認通知書(様式第5号)を、当該加入等の申込みをした者に交付するものとする。

(掛金の納付)

第4条 条例第8条第1項及び第2項に規定する掛金は、月払いとし、毎月の末日(その日が市の休日(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下この条において同じ。)に当たるときにあつては、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日)までに当該掛金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定は、条例附則第6項及び第8項に規定する掛金の納付について準用する。

(一部改正〔平成19年規則69号・20年33号〕)

(掛金の減免)

第5条 市長が、条例第9条の規定により掛金の免除を行う場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。ただし、第2号に該当するときは、最初の加入に係る心身障害者についての掛金の免除は、行わないものとする。

(1) 加入者の世帯が、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているとき。

(2) 加入者が2人以上の心身障害者について加入しているとき。

- 2 市長が、条例第9条の規定により掛金の減額を行う場合は、次の各号に掲げる場合とし、減額する額は、当該各号に定める割合の額とする。

(1) 加入者の世帯の生計中心者(以下「生計中心者」という。)が、市町村民税を課せられていないとき又は免除されているとき 100分の80

(2) 生計中心者が市町村民税の所得割を課せられていないとき又は免除されているとき 100分の50

(3) 生計中心者が所得税を課せられていないとき又は免除されているとき 100分の30

(4) 加入者の世帯が、生計の維持が困難な状態にあると認められるとき又は震災、風水

害、火災等の災害により、家屋の全壊、半壊若しくはこれに類する被害を受けたとき  
100分の80以内において市長が定める割合

3 生計中心者が、次に掲げる要件を満たす場合において、前項第1号及び第2号の市町村民税の額又は同項第3号の所得税の額は、当該生計中心者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。

(1) 減額の申請をする日の属する年度（減免の申請をする日の属する月が4月から6月までの間にあっては、当該年度の前年度。以下同じ。）分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。

(2) 婚姻をしたことがないこと。

(3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

4 生計中心者が、前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、第2項第1号及び第2号の市町村民税の額又は同項第3号の所得税の額は、当該生計中心者を地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。

(1) 減額の申請をする日の属する年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。

(2) 地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

(3) 減額の申請をする日の属する年度分の市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下であること。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、加入者が転出（新たに市外に住所を有することをいう。）したときは、その日の属する月の翌月から掛金の免除又は減額は、行わないものとする。

6 第1項又は第2項の規定により、掛金を免除し、又は減額する期間は、市長が免除又は減額を承認した日の属する月分から当該免除又は減額の承認をした日の属する月の次に到来する7月分まで（当該承認をした日の属する月が7月の場合はその月分）とし、引き続き免除又は減額を受けようとする者は、毎年市長に申請しなければならない。ただし、

掛金の免除又は減額の承認を受けた加入者が第1項各号又は第2項各号に掲げる場合に該当しなくなったときは、該当しなくなった日の属する月の翌月分から掛金の免除又は減額を行わないこととする。

- 7 第1項又は第2項の規定により、掛金の免除又は減額を受けようとする加入者は、掛金減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 8 市長は、前項の掛金減免申請書の提出を受けた場合において、掛金の免除又は減額を承認したときは掛金減免承認通知書（様式第7号）を、承認しなかったときは掛金減免不承認通知書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。
- 9 掛金の免除又は減額の承認を受けた加入者が、第1項各号又は第2項各号に掲げる場合に該当しなくなったときは、掛金減免理由消滅届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成20年規則33号・26年145号・29年92号〕）

（年金の支給の請求）

第6条 条例第10条第1項の規定による年金の支給を請求しようとする者は、年金支給請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 加入者の死亡により請求する場合

- ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が加入の日（口数追加加入者については、口数追加の日）から2年内のものであるときは機構所定の死亡証明書又は死体検案書
- イ 加入者の住民票の写し（加入者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍（除籍）の抄本。以下同じ。）
- ウ 心身障害者の住民票の写し
- エ 市長が必要と認める書類

(2) 加入者の著しい障害により請求する場合

- ア 機構所定の障害診断書
- イ 加入者の住民票の写し
- ウ 市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による請求の権利を有する者は、当該請求をする年金に係る加入証書又は口数追加証書に記載された心身障害者とする。
- 3 市長は、第1項の年金支給請求書の提出を受けた場合において、年金の支給を決定したときは年金支給決定通知書（様式第11号）及びさいたま市中心身障害者扶養共済制度年金

証書（様式第12号。以下「年金証書」という。）を、年金を支給しないことを決定したときは年金不支給決定通知書（様式第13号）を請求者に交付するものとする。

（一部改正〔平成15年規則180号・22年16号〕）

（加入証書等の再交付）

第7条 加入者、年金受給権者（条例第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者をいう。以下同じ。）又は年金管理者（心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者をいう。以下同じ。）は、加入証書若しくは口数追加証書又は年金証書を破損し、又は亡失したときは、加入等証書再交付申請書（様式第14号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

（年金の支給の停止等）

第8条 市長は、条例第12条の規定により年金の支給を停止するときは、年金支給停止決定通知書（様式第15号）を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

2 市長は、条例第12条各号に掲げる事由が消滅したときは、年金支給停止解除決定通知書（様式第16号）を年金受給権者又は年金管理者に交付するとともに、年金の支給を行うものとする。

（弔慰金の支給の請求）

第9条 条例第16条第1項の規定による弔慰金の支給を請求しようとする者は、弔慰金支給請求書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 加入者の住民票の写し
- (2) 心身障害者の住民票の写し

2 市長は、前項の弔慰金支給請求書の提出を受けた場合において、弔慰金の支給を決定したときは弔慰金支給決定通知書（様式第18号）を、弔慰金を支給しないことを決定したときは弔慰金不支給決定通知書（様式第19号）を請求者に交付するものとする。

（脱退一時金の支給の請求）

第10条 条例第17条第1項の規定による脱退一時金の支給を請求しようとする者は、脱退一時金支給請求書（様式第20号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 加入者の住民票の写し
- (2) 心身障害者の住民票の写し

2 市長は、前項の脱退一時金支給請求書の提出を受けた場合において、脱退一時金の支給を決定したときは脱退一時金支給決定通知書（様式第21号）を、脱退一時金を支給しな

いことを決定したときは脱退一時金不支給決定通知書（様式第22号）を当該加入者に交付するものとする。

（脱退等）

第11条 条例第20条第1項第4号に規定する脱退の申出又は同条第2項第1号に規定する口数の減少の申出をしようとする者は、脱退（口数減少）申出書（様式第23号）に加入証書又は口数追加証書を添えて市長に提出しなければならない。

（届出の様式）

第12条 条例第21条第1項から第3項までの規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第21条第1項第1号若しくは第2号、第2項第2号又は第3項第1号の規定による届出 氏名・住所変更届（様式第24号）
  - (2) 条例第21条第1項第3号、第2項第1号又は第3項第2号の規定による届出 死亡・重度障害届（様式第25号）
  - (3) 条例第21条第1項第4号の規定による届出 年金管理者指定届（様式第26号）又は年金管理者変更届（様式第27号）
  - (4) 条例第21条第3項第3号の規定による届出 年金支給停止事由発生・消滅届（様式第28号）
- 2 条例第21条第4項に規定する年金受給権者の現況に関する届出書は、毎年4月1日における現況を記載した年金受給権者現況届（様式第29号）に当該年金受給権者の戸籍の抄本又は住民票の写しを添えて、その年の5月末日までに提出しなければならない。ただし、市長が他の方法により当該年金受給権者に係る現住所等の情報を確認できるときは、添付書類を省略することができる。

（一部改正〔平成21年規則61号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年埼玉県規則第21号。以下「県規則」という。）の規定により、埼玉県知事が行った処分その他の行為又は埼玉県知事に対してなされている申請その他の行為で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によ

りなされたものとみなす。

(一部改正〔平成17年規則82号〕)

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

- 3 岩槻市の編入の日の前日までに、県規則の規定により、埼玉県知事が行った処分その他の行為又は埼玉県知事に対してなされている申請その他の行為で、岩槻市の編入の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年規則82号〕)

附 則 (平成15年10月14日規則第180号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日規則第82号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第69号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日規則第33号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第61号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日規則第16号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第145号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月29日規則第132号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月18日規則第92号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定は、平成29年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条の規定は、平成29年9月1日以後の申請に係る掛金の減免について適用し、同日前の申請に係る掛金の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 6 月 19日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

加 入 等 申 込 書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(加入申込者)

氏名



さいたま市心身障害者扶養共済制度条例に基づき、さいたま市心身障害者扶養共済制度に加入をしたいと思いますので、関係書類を添えて申し込みます。  
における口数追加

|               |                |            |      |               |
|---------------|----------------|------------|------|---------------|
| 加入等申込者        | (フリガナ)氏名       | 男<br>女     | 生年月日 | 年 月 日         |
|               | 住所             |            |      | 心身障害者<br>との続柄 |
|               | 電話番号           | ( )        |      |               |
|               | (フリガナ)心身障害者の氏名 | 男<br>女     | 生年月日 | 年 月 日         |
| 口数追加          |                | する・しない     |      |               |
| 現在・共済制度に加入の有無 |                | 有(加入番号 )・無 |      |               |

|               | 従前の地方公共団体名 | 加入番号 | 加入年月日(口数追加)  |
|---------------|------------|------|--------------|
| 他制度からの転入者の記載欄 |            |      | 年 月 日(年 月 日) |
|               |            |      | 年 月 日(年 月 日) |

備考 本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する障害者の住民票の写し
- 2 申込者(被保険者)告知書
- 3 障害証明書
- 4 年金管理者指定届(指定する必要のある者のみ)

注

| 確認印   |  |
|---|--|
| 「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。<br>また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。 |  |

様式第2号(第3条関係)

加入等承認通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで申込みのあったさいたま市心身障害者扶養共済制度  
への加入については、申込みのとおり承認いたします。  
における口数追加

なお、掛金の額等は、次のとおりです。

|            | 加入番号  |   |
|------------|---|---|
| 口数追加       | 有 ・ 無   |   |
| 掛金の額       | 月額  | 円 |
| 掛金の納付方法    | 市が発行する納入通知書により、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込んでください。 |   |
| 第1回掛金の納付期限 | 年 月 日   |   |
| 加入等の効力発生の日 | 年 月 日   |   |
| 備考         |   |   |

様式第3号(第3条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

さいたま市心身障害者扶養共済制度  
加 入 証 書

加入者氏名 \_\_\_\_\_

あなたは、 \_\_\_\_\_ の扶養者としてさいたま市心身障害者扶養共済制度に加入して  
いることを証します。

年 月 日

さいたま市長



|                           |               |              |
|---------------------------|---------------|--------------|
| 加入者                       | (ふりがな)<br>氏 名 |              |
|                           | 生 年 月 日       | 年 月 日        |
| 心 身<br>障 害 者              | (ふりがな)<br>氏 名 |              |
|                           | 生 年 月 日       | 年 月 日        |
| 加 入 日<br>(加入等の効力発生<br>の日) |               | 年 月 日        |
| 掛 金 払 込 期 間               |               | 年 月 日～ 年 月 日 |

様式第4号(第3条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

さいたま市心身障害者扶養共済制度  
口 数 追 加 証 書

加入者氏名 \_\_\_\_\_

あなたは、 \_\_\_\_\_ の扶養者としてさいたま市心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

さいたま市長



|                           |               |              |
|---------------------------|---------------|--------------|
| 加入者                       | (ふりがな)<br>氏 名 |              |
|                           | 生 年 月 日       | 年 月 日        |
| 心 身<br>障 害 者              | (ふりがな)<br>氏 名 |              |
|                           | 生 年 月 日       | 年 月 日        |
| 加 入 日<br>(加入等の効力発生<br>の日) |               | 年 月 日        |
| 掛 金 払 込 期 間               |               | 年 月 日～ 年 月 日 |

様式第5号(第3条関係)

加入等不承認通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で申込みのあったさいたま市心身障害者扶養共済制度  
への加入については、次の理由により承認できませんので通知します。  
における口数追加

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第5条関係)

|                  |      |      |
|------------------|------|------|
|                  | 加入番号 | 口数追加 |
| 1人の障害者につき加入の場合   |      | 有・無  |
| 2人以上の障害者につき加入の場合 |      | 有・無  |
|                  |      | 有・無  |

掛 金 減 免 申 請 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(申請者) 住所

氏名 印

次のとおり掛金の減免を受けたいので申請します。

| 生計中心者<br>氏名 | 障<br>害<br>者<br>と<br>の<br>続<br>柄 | 年<br>齢 | 職<br>業 | 減 免 事 由   |                                  |           |     |                |          |
|-------------|---------------------------------|--------|--------|---|----------------------------------|-----------|-----|----------------|----------|
|             |                                 |        |        | 生活保護法による<br>保護又は中国残留<br>邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永<br>住帰国した中国残<br>留邦人等及び特定<br>配偶者の自立の支<br>援に関する法律に<br>よる支援給付を受<br>けている者 | 障 害 者<br>2 人 以 上<br>に つ き<br>加 入 | 市 町 村 民 税 |     | 所 得 税<br>非 課 税 | そ の<br>他 |
|             |                                 |        |        |   |                                  | 非課税       | 均等割 |                |          |
| 氏名          |                                 |        |        |   |                                  |           |     |                |          |
| 個人番号        |                                 |        |        |   |                                  |           |     |                |          |
| 市記入欄        | 非常災害、その他<br>により生計の維<br>持が困難な者   | 理由・状況  |        |   |                                  |           |     |                |          |

(注) 「減免事由」欄は、該当する箇所に○印をつけてください。

上記の事項を調査の上確認した結果、掛金の減免を 適 当  
不 適 当 と認めます。

(所管課長) 印

様式第7号(第5条関係)

掛 金 減 免 承 認 通 知 書

年 月 日

加入番号

様

さいたま市長



先に申請のあった掛金の減免について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 減免内容
- 2 掛金減免期間

様式第8号(第5条関係)

掛金減免不承認通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで申請のあった掛金の減免については、次の理由により不承認と決定したので通知します。

(不承認理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第5条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

掛 金 減 免 理 由 消 滅 届

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住所  
(届出者)  
氏名



次のとおり掛金の減免理由が消滅しましたので届け出ます。

- 1 減免開始年月
- 2 減免理由消滅の発生年月日
- 3 減免内容

様式第10号(第6条関係)

年金支給請求書

|  |            |                             |            |       |
|--|------------|-----------------------------|------------|-------|
| 加入番号   |            | 口数追加の有無                     | 有 ・ 無      |       |
| 心身障害者<br>(年金受給権者)  | 氏名         | 男<br>女                      | 生年月日       | 年 月 日 |
|  | 住所         |                             |            |       |
|  | 電話番号       |                             |            |       |
|  | 障害の種類      | 1 知的障害者<br>2 身体障害者<br>3 その他 | 障害の程度      |       |
| 年金管理者  | 氏名         | 男<br>女                      | 生年月日       | 年 月 日 |
|  | 住所         |                             |            |       |
|  | 電話番号       |                             |            |       |
|  | 年金受給権者との続柄 |                             |            |       |
| 死亡・障害者<br>(加入者)  | 氏名         | 男<br>女                      | 生年月日       | 年 月 日 |
|  | 年金受給権者との続柄 |                             |            |       |
| 死亡し、又は障害を有する状態となった年月日  |            |                             | 年 月 日死亡・障害 |       |
| 死亡又は障害の原因となった傷病名   |            |                             |            |       |
| 希 望 す る<br>年 金 支 払 場 所   | 銀行 支店      | 普通                          | 口座番号       |       |
|  |            | 口座                          | 氏 名        |       |
| <p>(あて先)さいたま市長</p> <p>上記のとおり、年金の支給を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">心身障害者又は<br/>年金管理者 氏 名 ㊟</p> |            |                             |            |       |

様式第11号(第6条関係)

加入番号

年金支給決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで請求のあった年金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

|              |       |
|--------------|-------|
| 年金の額         | 月額 円  |
| 口数追加による加算の有無 | 有 ・ 無 |
| 支払開始年月       | 年 月   |
| 支払期日         | 毎月 日  |
| 支払場所         |       |
| (備考)         |       |

様式第12号(第6条関係)

年金番号

さいたま市心身障害者扶養共済制度  
年金証書

年金受給権者氏名  
年金管理者氏名

年金額 月額 円

支給開始年月 年 月 日

上記のとおり、年金を支給します。

年 月 日

さいたま市長



様式第13号(第6条関係)

年金不支給決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで請求のあった年金の支給については、次の理由により、支給しないことに決定したので通知します。

|              |  |                    |  |
|--------------|--|--------------------|--|
| 加入番号         |  | 死亡・障害者<br>(加入者)の氏名 |  |
| 心身障害者<br>の氏名 |  | 年金管理者の氏名           |  |
| (理 由)        |  |                    |  |
|              |  |                    |  |

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号(第7条関係)

|        |  |
|--------|--|
| 加入番号   |  |
| 年金証書番号 |  |

加入等証書再交付申請書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

加入者・年金受  
給権者又は年  
金管理者



さいたま市心身障害者扶養共済制度 加入 破損  
口数追加証書 を したので、再交付を  
年金 亡失  
申請します。

|                   |      |       |      |               |
|-------------------|------|-------|------|---------------|
| 加入者               | 氏名   | 男女    | 生年月日 | 年 月 日         |
|                   | 住所   |       |      | 心身障害者<br>との続柄 |
|                   | 電話番号 |       |      |               |
| (年金受給権者)<br>心身障害者 | 氏名   | 男女    | 生年月日 | 年 月 日         |
|                   | 住所   |       |      |               |
|                   | 電話番号 |       |      |               |
| 年金管理者             | 氏名   | 男女    | 生年月日 | 年 月 日         |
|                   | 住所   |       |      | 心身障害者<br>との続柄 |
| 証書の交付を受けた年月日      |      | 年 月 日 |      |               |

様式第15号(第8条関係)

年金証書番号

年金支給停止決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり年金の支給を停止することに決定したので通知します。  
なお、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかにその旨をお届けください。

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 年金支給停止の事由 |                                    |
| 年金支給停止の期間 | 年 月 から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで |
| 備 考       |                                    |

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第16号(第8条関係)

年金証書番号

年金支給停止解除決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日 付け年金支給停止事由消滅届により審査の結果、次のとおり支給停止を解除したので通知します。

| 支給再開年月 | 年 月 |
|--------|-----|
| 備 考    |     |

様式第17号(第9条関係)

弔慰金支給請求書

|  |              |       |         |       |               |
|--|--------------|-------|---------|-------|---------------|
| 加入番号   |              |       | 口数追加の有無 | 有 ・ 無 |               |
| 加入年月日  |              | 年 月 日 | 口数追加年月日 | 年 月 日 |               |
| 加入者  | 氏名           | 男女    | 生年月日    | 年 月 日 |               |
|  | 住所           |       |         |       | 心身障害者<br>との続柄 |
|  | 電話番号         |       |         |       |               |
| 心身障害者  | 氏名           | 男女    | 死亡年月日   |       |               |
|  | 死亡の原因となった傷病名 |       |         |       |               |
| <p>(あて先)さいたま市長</p> <p>上記のとおり、弔慰金の支給を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(加入者)<br/>氏名</p> <p style="text-align: right;">①</p> |              |       |         |       |               |

様式第18号(第9条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

弔慰金支給決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで請求のあった弔慰金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

|              |       |
|--------------|-------|
| 弔 慰 金 の 金 額  | 円     |
| 口数追加による加算の有無 | 有 ・ 無 |
| 支 払 期 日      | 年 月 日 |
| 支 払 場 所      |       |
| (備 考)        |       |

様式第19号(第9条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

弔慰金不支給決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで請求のあった弔慰金の支給については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

(理 由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号(第10条関係)

脱退一時金支給請求書

|   |         |       |           |                                  |
|---|---------|-------|-----------|----------------------------------|
| 加入番号  |         |       | 脱退区分      | 1 1口目脱退<br>2 2口目脱退<br>3 1と2の同時脱退 |
| 加入者   | 氏名      |       | 男女        | 生年月日                             |
|   | 加入年月日   | 年 月 日 | 心身障害者との続柄 | 年 月 日                            |
|   | 口数追加年月日 | 年 月 日 |           |                                  |
| 心身障害者   | 氏名      |       | 男女        | 生年月日                             |
| 脱退した年月  |         |       | 年 月       |                                  |
| <p>(あて先)さいたま市長</p> <p>上記のとおり、脱退一時金の支給を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(加入者)<br/>氏名 <span style="float: right;">印</span></p> |         |       |           |                                  |

様式第21号(第10条関係)

加入番号

脱退一時金支給決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で請求のあった脱退一時金の支払については、次のとおり決定したので通知します。

|               |       |
|---------------|-------|
| 脱 退 一 時 金 の 額 | 円     |
| 口数追加による加算の有無  | 有 ・ 無 |
| 支 払 期 日       | 年 月 日 |
| 支 払 場 所       |       |
| (備 考)         |       |

様式第22号(第10条関係)

加入番号

脱退一時金不支給決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で請求のあった脱退一時金の支給については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

(理 由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第23号(第11条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

脱退(口数減少)申出書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住所  
(申出者)

氏名

㊟

さいたま市中心身障害者扶養共済制度条例 第20条第1項第4号 の規定により、  
第20条第2項第1号  
年 月末日限りで 心身障害者扶養共済制度 を 脱退 することを申し出ます。  
口数追加 減少

添付書類

- 1 さいたま市中心身障害者扶養共済制度加入証書
- 2 さいたま市中心身障害者扶養共済制度口数追加証書

様式第24号(第12条関係)

|        |  |
|--------|--|
| 加入番号   |  |
| 年金証書番号 |  |

氏名・住所変更届

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住所  
(届出者)  
氏名 ㊟

年 月 日に加入者・心身障害者・年金管理者・年金受給権者の住所・氏名を次のとおり変更したので、届け出ます。

|      | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------|-------|-------|
| ふりがな |       |       |
| 氏 名  |       |       |
| 住 所  |       |       |

様式第25号(第12条関係)

|        |  |
|--------|--|
| 加入番号   |  |
| 年金証書番号 |  |

死亡・重度障害届

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住 所

氏 名 ㊟

年 月 日に加入者・心身障害者・年金管理者・年金受給権者  
が 死 亡 し た ので、届け出ます。  
が 著しい障害を有する状態となった

様式第26号(第12条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
|------|--|

年金管理者指定届

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住 所  
(届出者)  
氏 名

㊟

次の者を年金管理者として指定したので、届け出ます。

年金管理者

住 所

(フリガナ)

氏 名

(心身障害者との続柄 )

生年月日

年 月 日

私は、さいたま市心身障害者扶養共済制度条例第11条に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護教育にあたることを誓約します。

年 月 日

年金管理者氏名

㊟

心身障害者

住 所

(フリガナ)

氏 名

様式第27号(第12条関係)

加入番号

年金管理者変更届

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住 所  
(届出者)

氏 名

㊟

年金管理者を変更したので、届け出ます。

|        |               | 変更前   | 変更後 |
|--------|---------------|-------|-----|
| 年金管理者  | 住 所           |       |     |
|        | ふりがな<br>氏 名   |       |     |
| 心身障害者  | 心身障害者<br>との続柄 |       |     |
|        | 住 所           |       |     |
|        | 氏 名           |       |     |
| 変更の理由  |               |       |     |
| 変更の年月日 |               | 年 月 日 |     |

私は、さいたま市心身障害者扶養共済制度条例第11条に規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護教育にあたることを誓約します。

年 月 日

(年金管理者)

㊟

年金証書番号

年金支給停止事由発生・消滅届

|  |  |       |
|--|--|-------|
| 年金受給権者   | 住 所  |       |
|  | 氏 名  |       |
| 支給停止事由の発生・消滅した日  |  | 年 月 日 |
| 支給停止事由発生の内容  | 1 心身障害者の所在が1月以上不明である。<br>2 心身障害者が懲役・禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けている。<br>3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。 |       |
| 支給停止事由消滅の内容  | 1 心身障害者の所在が明らかとなった。<br>2 心身障害者が懲役・禁錮の刑の執行を解かれた。<br>3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。      |       |
| <p>(あて先)さいたま市長</p> <p>上記のとおり、年金の支給停止事由が発生・消滅したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(年金管理者)<br/>氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> |  |       |

様式第29号(第12条関係)

年金証書番号

年金受給権者現況届

|   |    |  |      |       |
|---|----|--|------|-------|
| 年金受給権者  | 氏名 | 男<br>女   | 生年月日 | 年 月 日 |
|   | 住所 |  |      |       |
|   | 現況 | 年金管理者の有無   |      |       |
|   |    | 1 有<br>(1)父 (2)母<br>(3)祖父母 (4)兄弟姉妹<br>(5)その他の親族<br>(6)その他<br>( ) |      |       |
|   |    | 2 無  |      |       |
| <p>(あて先)さいたま市長</p> <p>上記のとおり年金受給権者の現況について届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">年金受給権者<br/>又は年金管理者<br/>氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> |    |  |      |       |

添付書類 戸籍の抄本又は住民票の写し

様式第1号（第2条関係）

（一部改正〔平成22年規則16号〕）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

（一部改正〔平成22年規則16号〕）

様式第4号（第3条関係）

（一部改正〔平成22年規則16号〕）

様式第5号（第3条関係）

（一部改正〔平成30年規則65号〕）

様式第6号（第5条関係）

（全部改正〔平成20年規則33号〕、一部改正〔平成26年規則145号・28年132号〕）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第5条関係）

（一部改正〔平成30年規則65号〕）

様式第9号（第5条関係）

様式第10号（第6条関係）

様式第11号（第6条関係）

様式第12号（第6条関係）

様式第13号（第6条関係）

（一部改正〔平成30年規則65号〕）

様式第14号（第7条関係）

様式第15号（第8条関係）

（一部改正〔平成30年規則65号〕）

様式第16号（第8条関係）

様式第17号（第9条関係）

様式第18号（第9条関係）

様式第19号（第9条関係）

（一部改正〔平成30年規則65号〕）

様式第20号（第10条関係）

様式第21号（第10条関係）

様式第22号（第10条関係）

(一部改正〔平成30年規則65号〕)

様式第23号 (第11条関係)

様式第24号 (第12条関係)

様式第25号 (第12条関係)

様式第26号 (第12条関係)

様式第27号 (第12条関係)

様式第28号 (第12条関係)

様式第29号 (第12条関係)

(全部改正〔平成20年規則33号〕、一部改正〔平成21年規則61号〕)